

## 山口市税等徴収率向上対策本部設置要綱

### (設置)

第1条 全庁的な市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）の収納取組みを行い、徴収率の向上を図るため、山口市税等徴収率向上対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市税等の徴収率向上のため、その対策の検討及び実施に関すること。
- (2) 関係機関との調整、協力に関すること。
- (3) その他目的達成のための必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は副市長をもって充て、副本部長は総務部税務担当理事をもって充てる。

3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 本部の会議は必要に応じて本部長が召集し、会議の議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (事務局)

第6条 本部の事務局は、総務部収納課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(市税等収納推進委員会設置要領の廃止)

2 市税等収納推進委員会設置要領は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条 関係)

本 部 員	職 名
	副 市 長
	総 務 部 長
	総 合 政 策 部 長
	交 流 創 造 部 長
	地 域 生 活 部 長
	環 境 部 長
	健 康 福 祉 部 長
	こ だ も 未 来 部 長
	商 工 振 興 部 長
	都 市 整 備 部 長
	小 郡 総 合 支 所 長
	秋 穂 総 合 支 所 長
	阿 知 須 総 合 支 所 長
	徳 地 総 合 支 所 長
	阿 東 総 合 支 所 長
	上 下 水 道 局 副 局 長
	会 計 管 理 者
	教 育 部 長
	農 林 水 産 部 長
	総 務 部 次 長
	総 務 部 市 民 税 課 長
	総 務 部 資 産 税 課 長
	健 康 福 祉 部 介 護 保 険 課 長
	健 康 福 祉 部 保 険 年 金 課 長
	総 務 部 収 納 課 長